

令和4年度 前期始業式

令和4年度の前期始業式にあたり、皆さんに二つお話をします。

まず、一つ目です。

この4月1日から、皆さんに直接関係する大きな法律の改正が行われました。何だか分かりますか。それは、「民法」という法律が改正され、成年年齢がこれまでの20歳から18歳に引き下げられることになった、ということです。簡単に言うと、これまでよりも2歳早く成人になるということです。

これは、実に140年ぶりの大改正ということで社会的にも大きな関心を呼んでいます。

成年に達する、成人になると何が違うのでしょうか？

民法が定めている成年には、「一人で契約をすることができるようになる」という意味と、「父母の親権に服さなくなる」という2つの意味があります。

未成年の場合は、携帯電話を自分で契約したり、高額商品のローンを組んだりというときには、親の同意が必要ですが、成年に達すると、親の同意がなくても、こうした契約が自分一人ですることができるようになります。また、親権に服さなくなるため、自分の住む場所、進学や就職などの進路なども自分の意思で決定できるようになります。

未成年のときよりは、自由度が大幅に拡大しますが、その結果に対しての責任は自分自身で負わなければならない、つまり自由度が拡大する分、責任も大きくなるということになります。

例えば、契約には様々なルールがあり、そうした知識がないまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。社会経験に乏しく、保護がなくなったばかりの成年を狙い打ちにする悪質な業者もいるかもしれません。これまで以上にしっかりした自覚を持つことが必要になってきます。

そのようなことから、本校においても、生徒のみなさんの自覚を高めていくという意味で、この4月から、これまで、基本的には「～君」、女性には「～さん」と呼び分けていたのを、「～さん」に統一して、呼ぶこととします。

社会に出たら、名前を呼ばれるときには、「～さん」と呼ばれることが一般的です。一番年が若い生徒さんでもあと2年もすれば、成人として扱われるようになります。本校においては、皆さんの自覚を高め、心の準備を進めていってもらいたいということもあるので、「～さん」と統一して呼ぶこととします。

はじめは、少し変な感じがするかもしれませんが、慣れれば当たり前になってくると思います。

ただし、飲酒や喫煙などについては、これまでと変わらず20歳です。18歳になったからといって、絶対に飲酒・喫煙等はしてはいけません。

二つ目は、困ったときは相談をしてほしいということです。

先ほども言いましたが、成年年齢が引き下げられることで、いろいろなトラブルに遭遇する、巻き込まれる危険性が高くなる可能性があります。

誰にも相談できずに、一人で抱え込み、気が付いたら、重大なことになっていた、もっと早く誰かに相談していれば、ということもあるかもしれません。

これ以外にも、つらいことやしんどいことがあったら、ぜひ、早めに誰か自分が信頼できると思う大人、先生に相談してください。

もし、誰か大人に悩み事を相談したときに、その人があなたの話をちゃんと聞いてくれなかったとしましょう。あるいは、それはあなたのせいだと、相談した大人があなたを傷つけたとしましょう。それでもあきらめないうで2人目の大人に相談してください。そして、もし2人目の大人も1人目と同じようにあなたの悩み事をしっかり聞いてくれなかったとしても、3人目まではあきらめないうで相談してください。3人目までは頑張ってお大人にSOSを出してください。

3人のうち、誰かがきつとあなたの話をきちんと聞き、問題を解決するヒントを与えてくれるはずですよ。

以上、二つ、「成年年齢」引き下げに伴い、本校でも皆さんの自覚を高めてもらうため「さん」づけで呼ぶこと、「困ったとき・しんどい思いをしているときは少なくとも3人の大人、先生に相談してほしい」、ということについてお話ししました。

いろいろなことにチャレンジしていく中で、うまくいかなかったり、失敗したりすることもあるかもしれませんが、しかし、失敗は回り道。行き止まりではありません。自分の未来に向けていろいろなことにチャレンジしていきましょう。